

保 医 発 0 8 3 1 第 3 号
令 和 2 年 8 月 3 1 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課 長 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（ 部 ） 長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（ 部 ） 長	}	殿
---	---	---

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第304号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和2年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和2年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 65 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 41 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

1 本につき	69 点
--------	------

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料	12 点
----------------	------

(3) 歯科用合着・接着材料	4 点
----------------	-----

2 仮着 (1 歯につき)	4 点
-----------------	-----

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料	12 点
----------------	------

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン	4 点
-------------------------------	-----

M009 充填（１窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 10 点

b 複雑なもの 26 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 4 点

b 複雑なもの 10 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 4 点

b 複雑なもの 10 点

3 歯科充填用材料

2 点

M010 金属歯冠修復（１個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 701 点

(2) 4 分の 3 冠

876 点

2 金銀パラジウム合金（金 12% 以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 294 点

b 複雑なもの 545 点

ロ 5 分の 4 冠 685 点

ハ 全部金属冠 862 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 200 点

b 複雑なもの 399 点

ロ 4 分の 3 冠 492 点

ハ 5 分の 4 冠 492 点

ニ 全部金属冠 617 点

4 銀合金

(1) 大臼歯

イ	インレー	
a	単純なもの	19 点
b	複雑なもの	33 点
ロ	5 分の 4 冠	42 点
ハ	全部金属冠	52 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	12 点
b	複雑なもの	24 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	30 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	30 点
ニ	全部金属冠	38 点
5	純チタン 2 種	66 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12% 以上）を用いた場合	769 点
2	銀合金を用いた場合	84 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点
M015-2	CAD / CAM 冠（1 歯につき）	
1	CAD / CAM 冠用材料（ ）	228 点
2	CAD / CAM 冠用材料（ ）	254 点
3	CAD / CAM 冠用材料（ ）	442 点
4	CAD / CAM 冠用材料（ ）	576 点
注	CAD / CAM 冠用材料（ ）を小臼歯に対して使用した場合は、CAD / CAM 冠用材料（ ）により算定する。	
M016	乳歯冠（1 歯につき）	
1	乳歯金属冠	30 点
2	その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合		
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕		
1 歯につき		2 点
M016-3	既製金属冠（1 歯につき）	29 点
M017	ポンティック（1 歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12% 以上）	
イ	大臼歯	993 点
ロ	小臼歯	748 点
(2)	銀合金	
大臼歯・小臼歯		42 点
2	レジン前装金属ポンティック	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	597 点
ロ 小臼歯	748 点
ハ 大臼歯	993 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
ロ 小臼歯	54 点
ハ 大臼歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	969 点
ロ 犬歯・小臼歯	789 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	789 点
ロ 犬歯・小臼歯	606 点
ハ 前歯（切歯）	466 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	794 点
ロ 犬歯・小臼歯	621 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	545 点
ロ 犬歯・小臼歯	474 点
ハ 前歯（切歯）	440 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	489 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	378 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場	

合

- | | |
|------------|-------|
| (1) 前歯 | 220 点 |
| (2) 犬歯・小臼歯 | 237 点 |
| (3) 大臼歯 | 272 点 |

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- | | |
|------------|------|
| (1) 前歯 | 46 点 |
| (2) 犬歯・小臼歯 | 46 点 |
| (3) 大臼歯 | 46 点 |

M023 バー（1 個につき）

1 鑄造バー

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | 1,273 点 |
| (2) 鑄造用コバルトクロム合金 | 18 点 |

2 屈曲バー

- | | |
|----------|------|
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 39 点 |
|----------|------|

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

- | | |
|---------|-------|
| 1 シリコン系 | 168 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和2年5月29日保医発 0529 第4号）

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>294</u> 点 b 複雑なもの <u>545</u> 点 ロ 5分の4冠 <u>685</u> 点 ハ 全部金属冠 <u>862</u> 点 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>200</u> 点 b 複雑なもの <u>399</u> 点 ロ 4分の3冠 <u>492</u> 点 ハ 5分の4冠 <u>492</u> 点 ニ 全部金属冠 <u>617</u> 点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>769</u> 点 2 (略) M015～M016-3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 320点 b 複雑なもの 592点 ロ 5分の4冠 745点 ハ 全部金属冠 937点 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 218点 b 複雑なもの 433点 ロ 4分の3冠 535点 ハ 5分の4冠 535点 ニ 全部金属冠 671点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 835点 2 (略) M015～M016-3 (略)

M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>993</u> 点 ロ 小臼歯 <u>748</u> 点 (2) （略） 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>597</u> 点 ロ 小臼歯 <u>748</u> 点 ハ 大臼歯 <u>993</u> 点 (2) （略） M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1)～(2) （略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>794</u> 点 ロ 犬歯・小臼歯 <u>621</u> 点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 <u>545</u> 点 ロ 犬歯・小臼歯 <u>474</u> 点 ハ 前歯（切歯） <u>440</u> 点 3 （略） M021 （略） M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき） 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>220</u> 点	M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 1, 079 点 ロ 小臼歯 812 点 (2) （略） 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 648 点 ロ 小臼歯 812 点 ハ 大臼歯 1, 079 点 (2) （略） M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1)～(2) （略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 862 点 ロ 犬歯・小臼歯 675 点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 592 点 ロ 犬歯・小臼歯 515 点 ハ 前歯（切歯） 478 点 3 （略） M021 （略） M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき） 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 239 点
---	--

(2) 犬歯・小臼歯	<u>237</u> 点	(2) 犬歯・小臼歯	257 点
(3) 大臼歯	<u>272</u> 点	(3) 大臼歯	296 点
2 (略)		2 (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,273</u> 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,383 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	